

市民税・府民税 減免申請書 兼 森林環境税 免除申請書

(宛先) 京都市長 年 月 日

納税義務者
住 所
氏 名
電話番号 () —

下記のとおり、市民税・府民税及び森林環境税の減免・免除を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

年 度	納 期 等	税 額
年度	月分 以降 期 以降	円

減免・免除を受けようとする理由

☐現在、失業中により収入がなく納付が困難なため（雇用保険受給中・その他）

☐その他により納付が困難なため（減免・免除を求める理由を具体的に記載してください。）

(以下は記入しないでください。)

- ☐京都市市税条例第35条第1項第 号
☐京都市市税条例第35条第1項第4号、京都市市税条例
施行細則第4条の4第 号
☐森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条第 項

総所得金額等の合計額 円	
(合計所得金額 円)	
同配	あり・なし 扶養 人
変 更 後	適用期 月・修正期 月期
減免割合	() 割減免・免除
森林環境税	免 除 特繰開始期 月期
	納期未到来額 円

変 更 後 (納付書の交付)

1 (随)	円	済・未
2	円	済・未
3	円	済・未
4	円	済・未
年金特徴	円	
給与特徴	円	
年 税 額	円	

納税者コード	
お問合せ番号	

決 裁 欄	課 長	係 長	係 員

京都市市税条例

第 35 条

市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当し、市長が必要があると認める場合においては、当該各号に掲げる金額を減免する。ただし、減免すべき事由が発生した日までに経過した納期に係る納付額(第 32 条の5第1項の規定により徴収するもの)にあってはその事由が発生した日の属する月前に係る月割額、同条第2項ただし書の規定により徴収するもの)にあってはその事由が発生した日前に支払われた給与又は退職手当等から徴収されるべき額、第 32 条の8の6の規定により徴収するもの)にあってはその事由が発生した日の属する月前に係る支払回数割特別徴収税額(第 32 条の8の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。)、第 32 条の8の8第1項の規定により徴収するもの)にあってはその事由が発生した日の属する月前に係る支払回数割仮特別徴収税額(同条第3項により読み替えられた第 32 条の8の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。))については、この限りでない。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
税額の全部

(2) 雇用保険法の規定による失業給付受給資格者

ア 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等の合計」という。)が 1,100,000 円とその者の同一生計配偶者又は扶養親族1人につきそれぞれ 300,000 円の割合で計算して得た額との合計額以下のもの
税額の全部

イ 総所得金額等の合計額がアに規定する額を超え、1,600,000 円とその者の同一生計配偶者又は扶養親族1人につきそれぞれ 300,000 円の割合で計算して得た額との合計額以下のもの
税額の 10 分の5相当額

(3) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた者
市長が定める額

(4) 前3号に掲げる者のほか、特別の事情がある者
市長が定める額

3 第1項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、普通徴収に係る者にあっては納税通知書を発した日から当該通知書に指定された納期限までに、特別徴収に係る者にあっては直ちに減免を受けようとする事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

京都市市税条例施行細則

第4条の4

条例第 35 条第1項第4号に規定する特別の事情がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、市長が必要と認める場合においては、当該各号に掲げる金額を減免する。

(1) 雇用保険法第6条の規定により雇用保険の被保険者とされない者で失業しているもの又は疾病、負傷その他特別の事情により失業している者

ア 総所得金額等の合計額が 1,100,000 円とその者の同一生計配偶者又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び法第 314 条の2第1項第 11 号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。)1人につきそれぞれ 300,000 円の割合で計算して得た額との合計額以下のもの
税額の全部

イ 総所得金額等の合計額がアに規定する額を超え、1,600,000 円とその者の同一生計配偶者又は扶養親族1人につきそれぞれ 300,000 円の割合で計算して得た額との合計額以下のもの
税額の 10 分の5相当額

(2) 総所得金額等の合計額に対する法第 313 条の規定の例により当該年の所得について仮に算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の割合(以下「所得の変動割合」という。)が 10 分の7以下となる者。ただし、総所得金額等の合計額が 1,600,000 円とその者の同一生計配偶者又は扶養親族1人につきそれぞれ 300,000 円の割合で計算して得た額との合計額以下の者に限る。

ア 所得の変動割合が 10 分の5以下となるもの
税額の 10 分の5相当額

イ 所得の変動割合が 10 分の5を超えるもの
税額の 10 分の3相当額

(3)、(4) 略

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

第十一条

市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

- 一 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者
- 二 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者
- 三 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者